

THE UKI NEWSLETTER

令和7年5月請求分から 下水道・農業集落排水施設の使用料を改定

図 上下水道課 ☎32-1674



議会で値上げを承認

下水道事業は多額の赤字を抱える厳しい経営状況にあり、不足分を一般会計(税金)から補填している状況が続いています。

将来にわたり安定したサービスを提供するため、令和6年第3回市議会定例会で、下水道・農業集落排水施設使用料の引き上げが可決されました。

※水道料金は改定しません。

なぜ値上げするのか

市では、民間委託などによる業務の効率化や組織のスリム化など経費削減を図ることで、約15年間下水道使用料を値上げすることなく据え置いてきました。

それでも恒常的な収入不足は解消できず、**税金による多額の赤字補填**を受けています。(令和5年度決算で2億6000万円)

今後、人口減少や節水機器の普及により使用料収入が減収。一方で、物価高騰などの影響により維

持管理費は増加し、老朽化が進む処理場や下水道管の更新に多額の費用がかかります。

向こう10年間の収支をまとめた経営戦略でも、現状のままでは健全な事業運営の継続が困難であり、使用料の改定が必要との試算になりました。

下水道を使用している皆さんには負担をお掛けしますが、サービスの向上と徹底した経費の削減・効率化に取り組み、公営企業としての経営努力を続けていきますので、ご理解をお願いします。

受益者負担の原則 (=下水道経営の原則)

下水道事業は他の公共サービスとは異なり、**独立採算制**をとっています。これは、地方公営企業法で定められている「経営に必要な費用を経営によって得られる収入で賄わなければならない」という**受益者負担の原則**に基づくものです。そのため、汚水の処理や施設整備などの費用は、下水道の利用者からの下水道使用料で賄っています。



使用料改定のポイント

- 現行から「基本料金」、「超過使用料金」および「使用人数に応じた料金」をそれぞれ一律 **20%** 引き上げます。※改定前後の下水道使用料の金額は下表のとおりです。
- 公共下水道は平成22年、農業集落排水施設は平成20年以來の使用料改定です。※消費税増税を除く。
- 令和7年5月の請求分(公共下水道は4月使用分、農業集落排水施設は5月の使用人数確定分)から新しい使用料を適用します。

詳しくは
市ホームページ



公共下水道

使用料改定表(1カ月当たり/税込) ※使用水量で計算

松橋不知火処理区

(公共下水道)
(特定環境保全公共下水道)



小川処理区

(流域関連公共下水道)

区分	汚水排水量	現行	新使用料	値上げ額
基本料金	～8㎡	1,250円	1,500円	250円
	9～20㎡	158円	190円	32円
超過使用料金 (1㎡当たり)	21～30㎡	169円	203円	34円
	31～50㎡	179円	215円	36円
	51㎡～	190円	228円	38円

農業集落排水施設

使用料改定表(1カ月当たり/税込) ※使用人数で計算

浦地区 (三角町)

大見地区 (不知火町)

豊福南部地区 (松橋町)

安見・東部・西部地区 (豊野町)



区分(主なもの)		現行	新使用料	値上げ額
一般家庭	基本料金	1,677円	2,012円	335円
	世帯員1人につき	630円	756円	126円
店舗など	基本料金	3,144円	3,773円	629円
	従業員1人につき	525円	630円	105円
事業所など	基本料金	1,677円	2,012円	335円
	従業員1人につき	525円	630円	105円

実際に負担する金額

モデルケース(標準的な家庭)

【公共下水道】
・1カ月に20㎡使用した場合
1カ月当たり **640** 円の増額

【農業集落排水施設】
・3人世帯の場合
1カ月当たり **720** 円の増額

